

八王子市障害福祉サービス事業者等指導監査要綱

平成27年4月1日施行

平成29年4月1日改正

令和元年10月1日改正

令和3年4月1日改正

第1 趣旨

この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「支援法」という。）に規定する障害福祉サービス事業者及び障害者支援施設等、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者社会参加支援施設等、並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する障害児通所支援事業者及び障害児相談支援事業者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）に対し、各法に基づき市が行う指導及び監査について、基本的事項を定める。

第2 指導及び監査の目的

指導及び監査は、支援法、身体障害者福祉法、児童福祉法及び社会福祉法並びに八王子市の条例で定める最低基準及び指定基準等（以下「基準等」という。）に対する適合状況等について、個別に明らかにし、必要に応じて助言、指導又は是正の措置を講ずることにより、障害福祉サービス事業者等のサービス内容の質の確保及び自立支援給付に係る費用等の支給の適正化を図り、市における障害者（児）福祉の増進に寄与することを目的とする。

第3 指導について

1 指導の方針

指導は、障害福祉サービス事業者等に対し、基準等に定めるサービス内容及び自立支援給付に係る費用等の請求等に関する事項について周知徹底するとともに、改善の必要があると認められる事項については、適切な助言及び指導を行うことを主眼として実施する。

2 指導形態等

指導の形態は、通常以下のとおりとする。

（1）集団指導

集団指導は、指導の対象となる障害福祉サービス事業者等に対し、必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めた講習等の方法により行う。

（2）実地検査

検査の対象となる障害福祉サービス事業者等の事業所において実地

で行う。

なお、実地検査を効率的かつ効果的に行うため、必要に応じて一定の場所において個別に検査を行うことができる。

3 指導形態の選定基準

重点的かつ効率的な指導を行う観点から、指導形態に応じて、別表1の選定基準に基づいて対象の選定を行う。

4 実地検査等の実施方針及び実施計画

- (1) 実地検査等を効率的かつ効果的に実施するため、当該年度の実地検査等の基本方針、重点項目、実施方法等を定める障害福祉サービス事業者等実地検査等実施方針（以下「実施方針」という。）及び検査項目等を掲げる指導検査基準等を、別に定めるものとする。
- (2) 実施方針に基づき、当該年度の実地検査等の実施時期及び事業所数等を定める実施計画を別に作成するものとする。

5 調査書等の提出

検査の実施に当たっては、障害福祉サービス事業者等から検査に必要なとなる調査書等の提出を求めることができる。

6 指導の実施方法等

(1) 集団指導

ア 指導通知

指導対象となる障害福祉サービス事業者等を決定したときは、あらかじめ集団指導の実施日、場所、出席者、指導内容等を、当該障害福祉サービス事業者等に通知する。

イ 指導方法

集団指導は、自立支援給付に係る費用等の支給関係事務、自立支援給付に係る費用等の請求内容、制度改正内容、過去の実地検査における指導事例について、講習等の方式で行う。

(2) 実地検査

ア 検査通知

検査対象となる障害福祉サービス事業者等を決定したときは、あらかじめ実地検査の根拠規定、実施日、場所、検査担当者、出席者、準備すべき書類等を文書により当該障害福祉サービス事業者等に通知する。

ただし、必要と認める場合には、検査の開始時に文書を交付するこ

とによって行うものとする。

イ 検査方法

実地検査は、別に定める指導検査基準等に基づき、関係書類等を閲覧し、関係者からの面談方式で行う。

ウ 検査結果の通知

検査の結果、改善を要すると認められた事項については、後日、文書により検査結果を通知する。

エ 改善報告書の提出

当該障害福祉サービス事業者等に対して、文書により改善を指摘した場合は、改善報告書を、検査結果通知後30日以内に提出するよう求める。

オ 検査体制

検査体制は、2名以上の検査班を編成して実施する。

7 実地検査後の措置等

- (1) 検査の結果、指摘した事項について改善が不十分な指定障害福祉サービス事業者等については、必要に応じて、再度、実地検査等を行う。
- (2) 検査の結果、第5の2に定める監査の選定基準に該当すると判断した場合は、速やかに監査を行う。
- (3) 検査の結果、障害福祉サービス事業者等のサービスの内容又は自立支援給付に係る費用等の請求等に関し、不当な事実を確認したときは、当該障害福祉サービス事業者等に対し、自立支援給付に係る費用等の自主返還等を行うよう指導する。

8 実地検査の拒否への対応

正当な理由がなく実地検査を拒否した場合は、監査を行う。

第4 障害者支援施設

1 実地検査の実施方針

原則として毎年1回、全ての障害者支援施設に対して実地検査を行う。ただし、前年度における実地検査の結果、適正な運営がおおむね確保されていると認められる障害者支援施設については、当該年度及び次年度における検査を、第3 5に規定する調査書により行う。

2 指導の実施計画、実施方法及び実地検査後の措置等

障害者支援施設に対する指導の実施計画、実施方法及び実地検査後の措置等は、本要綱第3 4、6、7、8及び第5に準じて行う。

第5 監査について

1 監査の方針

監査は、障害福祉サービス事業者等のサービス内容が不当である場合、自立支援給付費に係る費用等の請求等の経理面に不正が疑われる場合、事業運営に重大な支障が生じていることを疑うに足りる場合等において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切に措置することを主眼とする。

2 監査の選定基準

監査は、障害福祉サービス事業者等が、別表2のいずれかに該当する場合に行う。

3 監査の実施方法等

(1) 事前調査

原則として、監査を実施する前に自立支援給付に係る費用等の請求等による書面調査を行うとともに、必要と認められる場合には、障害福祉サービス事業者等のサービスを受けた障害者及び障害児の保護者に対する聴き取り調査を行う。

(2) 監査の実施

別表2に掲げる事項の確認について必要があると認めるときは、監査実施通知を交付した上で、障害福祉サービス事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求めて関係者に対して質問し、若しくは当該障害福祉サービス事業所等に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査を行うものとする。

(3) 監査調書の作成

監査後、監査調書を作成する。

(4) 監査体制等

監査の実施に当たっては、原則として、実地検査の検査班を中心に職員2名以上の監査班を編成する。

また、問題の性質等に応じて、課長級の職にあるものを長とした職員3名以上の特別班を編成して実施することができるものとする。

4 監査後の措置

(1) 勧告

監査の結果、障害福祉サービス事業者等（身体障害者福祉法に規定する身体障害者社会参加支援施設等を除く。）が、従業者の知識若しくは技能又は人員について基準に適合していない場合、事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な事業の運営をしていない場合、及び事業の

廃止又は休止をした際の利用者に対する便宜の提供を適正に行っていない場合には、当該障害福祉サービス事業者等に対し、期限を定めて、基準を遵守すべきことを勧告することができる。

これに従わなかった場合は、その旨を公表することができる。

(2) 行政処分所管部署への通知

勧告を受けた障害福祉サービス事業者等が、正当な理由なくその勧告に係る措置に従わなかったときや、監査の結果、取消等処分に該当すると認められる場合は、命令及び取消等処分の要件に該当する旨を、行政処分の所管部署である福祉部障害者福祉課へ通知する。

(3) 経済上の措置

ア 監査の結果、サービス内容又は自立支援給付に係る費用等の請求に関し不正又は不当の事実が認められ、これに係る返還金が生じた場合は、支援法第8条第2項及び児童福祉法第57条の2第2項に基づく不正利得の徴収(返還金)として、当該障害福祉サービス事業者等に対し返還を求める。

イ 命令又は取消等処分を行った場合には、原則として、支援法第8条第2項及び児童福祉法第57条の2第2項の規定により、当該障害福祉サービス事業者等に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に100分の40を乗じて得た額の支払いを求める。

ウ 監査の結果、サービス内容又は自立支援給付に係る費用等の請求に関し不正又は不当の事実が認められた場合における当該事項に係る返還期間は、5年間とする。

第6 国への報告

必要に応じ、指導の実施状況について、国へ報告を行う。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表 1（第 3 の 3 関係）

指導の選定基準（指導形態別）

指導の形態	選 定 基 準
<p>集団指導</p>	<p>(1) 事業開始後、概ね 1 年以内の障害福祉サービス事業者等 (2) その他、集団指導を行うことが適当と認められる障害福祉サービス事業者等</p>
<p>実地検査</p>	<p>(1) 事業開始後、実地検査を実施していない障害福祉サービス事業者等 (2) 前年度、集団指導を実施した障害福祉サービス事業者等 (3) 数年の期間にわたって、実地検査を実施していない障害福祉サービス事業者等 (4) 過去の指摘事項の改善状況の確認が必要な障害福祉サービス事業者等 (5) その他、実地検査を行うことが適当と認められる障害福祉サービス事業者等</p>

別表 2（第 5 の 2 関係）

監査の選定基準

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 サービス内容に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。 2 自立支援給付に係る費用等の請求に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。 3 基準等において、重大な違反があると疑うに足りる理由があるとき。 4 度重なる実地検査によってもサービス内容又は自立支援給付に係る費用等の請求に改善がみられないとき。 5 正当な理由がなく、実地検査を拒否したとき。 |
|---|